



世界の動き、日本の動き。

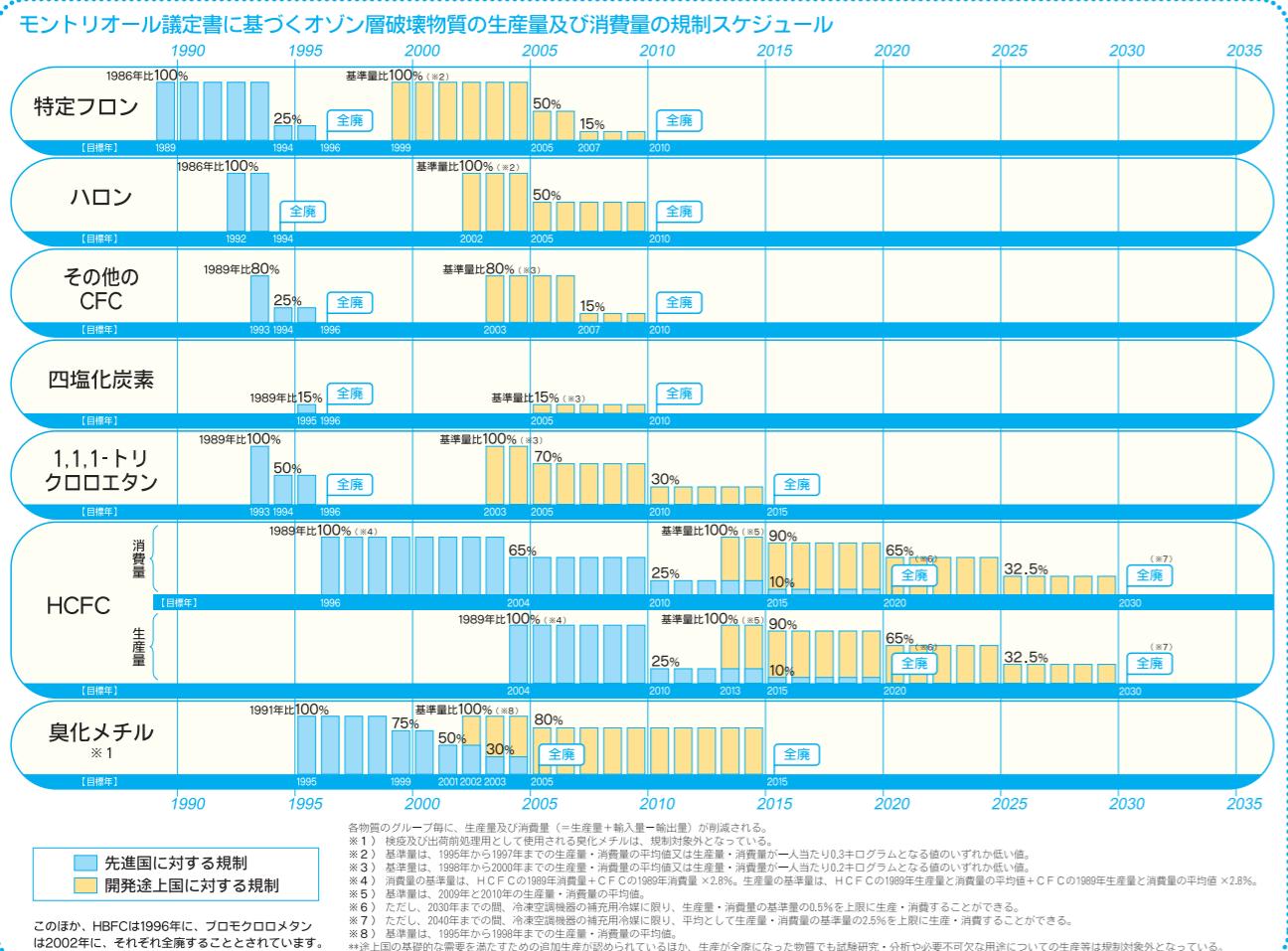
オゾン層保護や地球温暖化防止のため、日本をはじめ世界中で様々な取組が行われています。

国際的な取組

オゾン層破壊の問題が認知されるようになってから、国際的な取組として初めて合意されたのが、1985年の「オゾン層の保護のためのウィーン条約」です。1987年には、この条約に基づき、オゾン層破壊物質の具体的規制内容を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されました。

その後、予想を上回るスピードでオゾン層の破壊が進んでいることが分かったため、モントリオール議定書は何度か見直され、オゾン層破壊物質の削減のスケジュールが早められています。モントリオール議定書は採択から20年が経ちましたが、開発途上国でのオゾン層破壊物質の削減や気候変動との関係等の課題について、現在でも毎年締約国会議が開催されています。先進国はモントリオール議定書に基づき、資金を拠出する多数国間基金を作り、開発途上国でのオゾン層保護の取組を支援しています。

また、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)はオゾン層を破壊しないものの、地球温暖化への影響があることから、1997年の「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」の対象物質となっており、排出削減の取組が行われています。

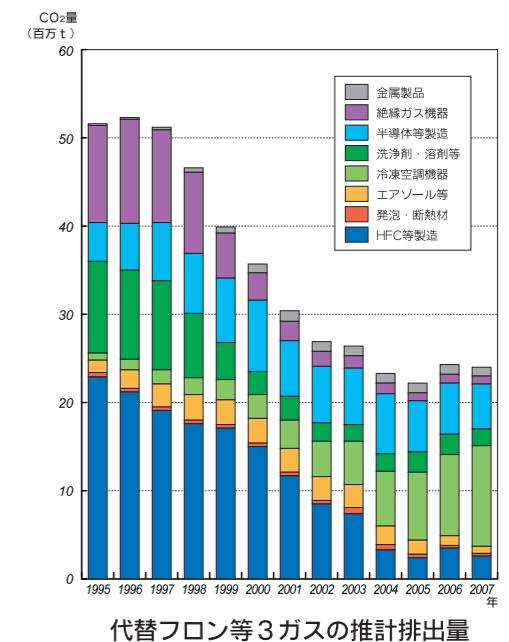
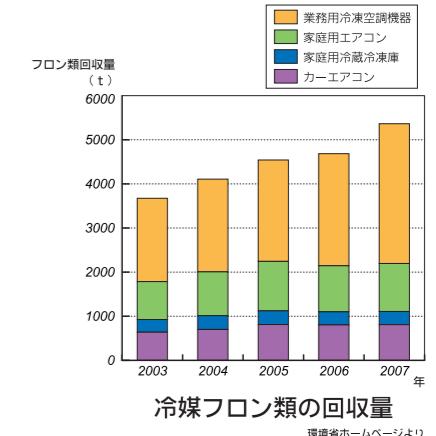


日本での取組

日本では、ウィーン条約とモントリオール議定書の採択に併せて、1988年に「オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)」を制定し、オゾン層破壊物質の生産や輸出入の規制、排出抑制の努力義務などを規定しました。この法律に従って、オゾン層破壊物質の生産の全廃等を着実に進めています。また、モントリオール議定書に定められている以上の取組として、「フロン類回収・破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)」「家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」「自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)」によって家庭や業務用のエアコン、カーエアコンなどに入っているフロン類(CFC、HCFC、HFC)の回収・破壊を進めています。

また、地球温暖化対策としては、「京都議定書目標達成計画」において代替フロン等3ガスの排出抑制目標を定め、産業界による行動計画の進捗状況のフォローアップ、HFCなどに代わる代替物質の開発、断熱材発泡剤・スプレー(エアゾール製品)等のノンフロン化の促進、上記の法律によるHFCの回収等の強化や漏洩対策の検討などを進めています。代替フロン等3ガスの排出量は、1995年に5,160万t-CO₂(※)でしたが、2007年には2,410万t-CO₂(※)まで削減されています。今後、オゾン層破壊物質から転換した分野からの排出が本格化する等により排出量が増加すると見込まれていますが、上記の対策を進めることにより、2010年の排出量を3,100万t-CO₂(※)に抑えることとしています。

(※t-CO₂ … CO₂に換算した場合)



開発途上国への支援

開発途上国では、先進国とは異なる規制スケジュールでオゾン層破壊物質の削減に取り組んでいます。日本は、多数国間基金への資金拠出を通じて各国のオゾン層保護の取組を支援しているほか、途上国の人材育成のための研修等を行っています。

また、開発途上国では、2002年時点で40億t-CO₂(※)以上のフロンが冷蔵庫やエアコンに使われています。冷蔵庫やエアコンからフロンを回収し、再利用できないものを破壊することが、地球温暖化防止の観点からも重要です。環境省では、アジア太平洋地域を対象とした国際会議の開催、フロン破壊施設の設置協力などにより、日本の技術や経験を開発途上国に広めています。

(※t-CO₂ … CO₂に換算した場合)



アジア地域オゾン層保護担当官ネットワーク会合
(2008年9月 東京)



日本環境省の協力により
フロン破壊施設を設置
したインドネシアのセメント工場